

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成26年 3 月 10 日

月 曜 日

第 3735 号

## 目 次

<b>告 示</b>	
○道路の区域変更	1
○道路の供用開始	2
○車両制限令第3条第1項第3号の規定による道路の指定及び同令第10条第1項の規定による通行方法の公示	3
○神通川流域（右岸地域）農用地土壌汚染対策地域の指定の一部解除（第10回）	4
○土地収用法による事業の認定	5
<b>公 告</b>	
○公共測量の実施	8

~~~~~

## 告 示

~~~~~

### 富山県告示第97号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 3 月 10 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月 10 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 富山港線	富山市上野新町 171番から	変更前		最大 16.9 最小 12.8	32.6	富山土木 センター
	富山市上野新町 170番まで	変更後		最大 21.0 最小 14.9	32.6	

県道 姫野能町線	高岡市上牧野 349番 1 から	変更前	最大 59.4 最小 57.4	18.0	高岡土木 センター
	高岡市上牧野 349番 1 まで	変更後	最大 72.0 最小 57.4	18.0	
国道 359号	小矢部市五郎丸字中谷 345 番 1 から	変更前	最大 15.3 最小 8.0	45.0	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
	小矢部市五郎丸字中谷 344 番 1 まで	変更後	最大 34.5 最小 12.9	45.0	

## 富山県告示第98号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月10日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成26年3月10日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 富山港線	富山市上野新町 171番から 富山市上野新町 170番まで	平成26年3月10日	富山土木 センター
県道 富山港線	富山市上野新町 170番から 富山市城川原三丁目 176番 1 まで	平成26年3月10日	富山土木 センター
国道 359号	小矢部市五郎丸字中谷 345番 1 から 小矢部市五郎丸字中谷 344番 1 まで	平成26年3月10日	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所

国道 471号	小矢部市茄子島 146番2から 小矢部市茄子島 152番2まで	平成26年3月10日	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
県道 砺波小矢部線	小矢部市高木出字居島1121番2から 小矢部市高木出字居島1135番2まで	平成26年3月10日	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
県道 藤森岡線	小矢部市野寺 506番から 小矢部市野寺28番3まで	平成26年3月10日	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所

### 富山県告示第99号

車両制限令第3条第1項第3号の規定による道路の指定及び同令第10条第1項の規定による通行方法の公示について

車両制限令（昭和36年政令第 265号。以下「政令」という。）第3条第1項第3号の規定により通行する車両の高さの最高限度が 4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、政令第10条第1項の規定により当該道路を通行する高さが 3.8メートルを超え 4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定め、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月10日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 政令第3条第1項第3号の規定により指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道 新湊平岡線	富山市北押川1026番から 富山市本郷2413番6まで
県道 新湊平岡線	富山市本郷 139番から 富山市中沖 476番まで
県道 富山小杉線	富山市古沢 512番1地先から 富山市羽根 112番2まで

県道 富山環状線	富山市羽根 112番2から 富山市五福2337番4まで
----------	--------------------------------

## 2 政令第10条第1項の規定により定める車両の通行方法

### (1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

### (2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

### (3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

## 富山県告示第100号

神通川流域（右岸地域）農用地土壌汚染対策地域の指定の一部解除  
（第10回）について

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第4条第1項の規定により、平成26年3月10日付けで神通川流域（右岸地域）に係る農用地土壌汚染対策地域の指定の一部を解除したので、同条第2項において準用する同法第3条第4項の規定により公示する。

平成26年3月10日

富山県知事 石 井 隆 一

所在地	指定を解除した区域
富山市	富山市の区域のうち、次の図面に赤色で着色した部分（大字経田、大字才覚寺、大字秋ヶ島、大字西荒屋の各一部分）に該当する区域

（「次の図面」は省略し、その図面を富山県農林水産部農業技術課及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 富山県告示第101号

土地収用法による事業の認定について

土地収用法（昭和26年法律第 219号。以下「法」という。）第20条の規定により次のとおり事業の認定をしたので、同法第26条第 1 項の規定により告示する。

平成26年 3 月10日

富山県知事 石 井 隆 一

1 起業者の名称

富山市

2 事業の種類

富山市庁舎駐車場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

富山県富山市新桜町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第 1 号の要件への適合性について

申請に係る事業は、富山市新桜町地内の土地を起業地とする富山市庁舎駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、富山市が事業主体となり、市庁舎に付属する駐車場を整備するものであり、土地収用法第 3 条第 31 号に掲げる国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性について

起業者である富山市は、本件事業の施行に必要な予算措置を講じているとともに、整備後においても既存の施設と一体的に管理することとしており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を持つものと認められる。

したがって、本件事業は法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

市町村合併による市域の拡大に伴う来庁者の増加や公用車両による往來の増加により市庁舎は慢性的な駐車場不足となっており、駐車場入口付近において入庁待ち車両による渋滞が発生し、近辺の道路交通への悪影響や来庁者にとっての時間的損失等をもたらす状況となっている。

市庁舎近隣に新たな駐車場を確保することは、入庁待ち車両による渋滞を緩和し、近辺の道路交通に及ぼす危険の軽減や来庁者の利便性向上に寄与すると考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業者の調査によると、起業地内には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）により起業者が保護するため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

起業地は、市庁舎近辺の 3 候補地で比較検討した結果、整備に係る経費比較、周辺環境の状況等の観点から最も優れたものと選定されており、その選定は適当なものと認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第 20 条第 4 号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

本事業は、駐車場入口付近の入庁待ち車両による渋滞が及ぼす道路交通への悪影響を緩和するものであり、早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲はすべて本事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本事業は法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

富山市役所

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

**公共測量の実施**

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成26年 3 月10日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

平成26年 3 月 1 日から平成26年 6 月30日まで

3 作業地域

富山市小西及び三上地内